

森林組合法の一部改正に伴う理事の構成要件の変更概要

森林組合法の一部改正が令和3年4月1日に施行され、販売事業を実施する森林組合及び森林組合連合会に対し、販売事業等又は法人の経営に関し実践的な能力を有する理事（以下「実践的能力理事」という。）を1名以上配置することが義務づけられました。

これは、森林組合の経営基盤や事業執行体制の強化等を図るために規定されたものであり、令和6年4月1日以降、最初に招集される通常総会の終了の時から適用されます。当組合としては、法改正の主旨を踏まえた上で、「実践的能力理事」を新たに選任し、今後は「実践的能力理事」を含む役職員が一丸となり、事業拡大による組合員サービスの向上並びに組合の更なる発展を目指した運営に取り組んで参ります。

また、今回の法改正により、組合の役員体制について「理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。」と規定されました。組合員各位におかれましては、次期役員候補者の推薦や役員選任に係る議決権行使にあたり、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

令和4年度 運営機構図及び役職員の配置状況

